

四日市市病院告示第1号

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月25日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱の一部を改正する要綱

市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱（平成27年四日市市病院告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第1（第3条関係）			
医師及び歯科医師免許取得後年数	給料等月額		
1年目及び2年目	給与条例別表第2医療職給料表に規定する5級17号給に相当する額		
3年目	給与条例別表第2医療職給料表に規定する5級21号給に相当する額		
4年目	給与条例別表第2医療職給料表に規定する5級25号給に相当する額		
5年目	給与条例別表第2医療職給料表に規定する5級29号給に相当する額		
別表第2（第4条関係）（略）			
別表第3（第5条関係）（略）			
別表第4（第6条関係）			
区分			
医師又は歯科医師	救命救急センター勤務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師を除く。）	1回につき	50,000円
	その他の勤務	1夜につき	21,000円

		1 回 につ き	<u>21,000</u> 円
		半 日 につ き	<u>10,500</u> 円
その他職員	救命救急センター勤務	1 夜 につ き	<u>9,250</u> 円
		1 回 につ き	<u>9,250</u> 円
		半 日 につ き	<u>4,625</u> 円
	その他勤務	1 夜 につ き	<u>7,400</u> 円
		1 回 につ き	<u>7,400</u> 円
		半 日 につ き	<u>3,700</u> 円

改正前			
別表第1（第3条関係）			
医師及び歯科医師免 許取得後年数	給料等月額		
1年目及び2年目	給与規程別表第1に規定する5級17号給に相当する額		
3年目	給与規程別表第1に規定する5級21号給に相当する額		
4年目	給与規程別表第1に規定する5級25号給に相当する額		
5年目	給与規程別表第1に規定する5級29号給に相当する額		
別表第2（第4条関係）（略）			
別表第3（第5条関係）（略）			
別表第4（第6条関係）			
区分			
医師又は歯科医 師	救命救急センター勤務(医師法第 16条の2第1項に規定する臨 床研修を受けている医師を除	1 回 につ き	50,000円

	く。)		
	その他の勤務	1 夜につ き	<u>20,000円</u>
		1 回につ き	<u>20,000円</u>
		半日につ き	<u>10,000円</u>
その他職員	救命救急センター勤務	1 夜につ き	<u>9,000円</u>
		1 回につ き	<u>9,000円</u>
		半日につ き	<u>4,500円</u>
	その他勤務	1 夜につ き	<u>7,200円</u>
		1 回につ き	<u>7,200円</u>
		半日につ き	<u>3,600円</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の市立四日市病院嘱託職員の就業に関する要綱の規定は平成30年4月1日から適用する。